

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	興行場営業許可
概要	興行場法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、一般には業としての興行場の経営を禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、業として興行場を営もうとする者は、その施設ごとに大阪市長から許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	興行場法 （昭和23年7月12日法律 第137号） 第2条
審査基準	1 許可申請書には、次の書類が添付されていること。 (1) 平面図、断面図、立面図及び配置図 (2) 構造設備の概要（規定の様式） (3) 給気口及び排気口の位置を示す図面その他の構造設備の図面 (4) 大阪市興行場施行条例第6条第1項の機械換気設備の仕様書その他の構造設備の仕様書 (5) 興行場の周囲 300メートル以内の見取図 (6) 建築基準法に基づく検査済証又は仮使用承認書の写し (7) 消防法令に基づく適合通知書ただし、仮設及び臨時興行場の場合は建築関係書類の添付を省略できるとともに大阪市火災予防条例第58条による所轄消防署への「催物開催届出受理書」等の写しをもって消防法令適合通知書にかえることができる。 (8) 申請者が法人である場合は法人登記事項証明書 2 許可申請書類の内容が、大阪市興行場法施行条例及び大阪市興行場法施行細則の規定を満たしていること。 その他、「環境衛生関係事務提要」（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。
標準処理期間	14日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	22,000円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000006144.html
備考	